

又如先御著座候時、四獻目の御肴さうめ參引物御銚子參、扱五獻目の御肴參り、銚子參候時、様體を見はからひ、御能はじめさせ申候、又前にゑるすごとくに、ぞうに參、其後二獻目を參、三獻目に御能させられ候つる事もたび／＼有之、又御ゆづけの以後、御休息に不及御能させられ候事も候つる、定法は無之候か、御休息候て、右に注候ごとく候事、猶々可然候よし、沙汰申候也、

〔當流節用料理大全頭書〕移徙の事

式三獻饗膳まいる、御湯には白かいを白き金色にて參る、御饗膳あがりて、頓而龜のかうまいり、御ざう煮より三獻にて御食參り候也、

御かみおきの事

式三獻御饗膳は、三本たてに可然也、但御位によるべし、立松にかへて鶴龜を作りて置べき也、初獻三こん參るべき也、御めし三の膳にても可然、

はかまぎの事

饗膳有べし、式三獻のうち身兩身を下の鯉たるべし、

〔外宮子良館舊記〕一文龜元年辛酉十二月十一日、宮後長官朝敦卒去、頓而西川原の長官の御政はじめを、十二月十六日にめされ候、其時子良館へ饗膳、以上廿四せん請取申候、同御長官之館へ物忌衆著申候、同饗膳はまへ／＼は七種にて、す盛にて候得ども、堅御侘事に候間、かわらけもちいを請取申候、七種にてはなく候、

〔太閤記十六〕吉野花御見物之事

文祿三年甲午二月廿五日、吉野の花御覽有べきとて、大坂を立出させ給ふ、略廿七日、紀州六田の橋を打わたり、市の坂に至て上らせ給へば、新宅有、大和中納言秀俊卿より立させ給へる御茶屋にて侍るよし申ければ、則立よらせ給ふ、饗膳など上られければ、御心よげにす、み參らせら